### 議案第27号

米原市税条例等の一部を改正する条例について

米原市税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

平成29年3月6日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

## 提案理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付 税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律(平成28年法律第86号)等の公布に伴い、 改正の必要を認めたため、この案を提出するものである。

#### 米原市税条例等の一部を改正する条例

(米原市税条例の一部改正)

第1条 米原市税条例(平成17年米原市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第36条の2第1項ただし書中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動 法人」に改める。

付則第7条の3の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

(米原市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 米原市税条例等の一部を改正する条例(平成28年米原市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(米原市税条例の一部改正)」を付し、同条のうち、米原市税条例第18条の3の改正規定を削り、同条例第19条の改正規定中「「)、第53条の7、第67条」の次に「、第80条の7第1項」を加え、」を削り、同条第2号および第3号の改正規定中「、「第98条第1項」を「第80条の7第1項の申告書、第98条第1項」に改め」を削り、同条例第34条の4および第80条の改正規定を削り、同条例第80条の2の改正規定中「削り、同条を第80条の3とし、」を「削る。」に改め、同条例第80条の次に1条を加える改正規定、第81条の前に6条を加える改正規定、同条例第82条、第83条、第85条および第87条から第91条までの改正規定ならびに同条例付則第15条の次に5条を加える改正規定定約のように改める。

付則第16条第1項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第3項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」と、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第4項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月

31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

第1条の次に次の1条を加える。

第1条の2 米原市税条例の一部を次のように改正する。

第18条の3中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第19条中「)、第53条の7、第67条」の次に「、第80条の7第1項」を加え、同条第2 号および第3号中「第98条第1項」を「第80条の7第1項の申告書、第98条第1項」に改 める。

第34条の4中「100分の11.3」を「100分の7.6」に改める。

第80条第1項および第2項を次のように改める。

軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境 性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第80条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第80条の2を第80条の3とし、第80条の次に次の1条を加える。

(軽自動車税のみなす課税)

- 第80条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。)または軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。
- 2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があった ときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者または軽自動車等の所有者 とみなして、軽自動車税を課する。
- 3 法第444条第3項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」という。) が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車またはその販売のためその他運行(道 路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に 供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項

に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の 施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用 に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第81条の前に次の6条を加える。

(環境性能割の課税標準)

第80条の4 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

- 第80条の5 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、 当該各号に定める率とする。
  - (1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1
  - (2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2
  - (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

- 第80条の6 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。 (環境性能割の申告納付)
- 第80条の7 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時または日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。
- 2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1 項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時または日までに、施行規則第33号の4 様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第80条の8 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、または報告すべき事項 について正当な事由がなくて申告または報告をしなかった場合には、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。
- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その 発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

- 第80条の9 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車または第90条第1項各 号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、 環境性能割を減免する。
- 2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、 規則で定める。

第82条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、 次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種 別割の税率は」に改め、同条第2号アおよびイを次のように改める。

#### ア 軽自動車

- (ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円
- (イ) 3輪のもの 年額 3,900円
- (ウ) 4輪以上のもの
  - a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円 自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円 自家用 年額 5,000円

#### イ 小型特殊自動車

- (ア) 農耕作業用のもの 年額 2,000円
- (イ) その他のもの 年額 5,900円

第83条(見出しを含む。) および第85条(見出しを含む。) 中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第87条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項および第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、

同条第4項中「第80条第2項」を「第80条の2第1項」に改める。

第88条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第80条第2項」 を「第80条の2第1項」に改める。

第89条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「ものと認める」を削り、同項第2号中「除く外」を「除くほか」に改め、同条第2項および第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第90条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本項」を「この項」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第89条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第91条第2項中「第443条」を「第445条」に、「第80条の2」を「第80条の3」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。 付則第15条の次に次の5条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第15条の3 市長は、当分の間、第80条の9の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の4 第80条の7の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」と あるのは、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第80条の5の規定の適用については、 当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同 表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の 2	100分の1
第3号	100分の3	100分の 2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第80条の5 (第3号に係る部分に限る。) の規 定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

付則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)a	6,900円	8, 200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ)b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

付則第16条第2項から第4項までを削る。

付則第1条第2号を次のように改める。

(2) 第1条中米原市税条例付則第16条の改正規定および付則第3条の2の規定 平成29 年4月1日

付則第1条に次の1号を加える。

(4) 第1条の2および第2条の規定ならびに第3条中米原市税条例の一部を改正する条例付則第4条第7項の表第19条第3号の項の改正規定(「第98条第1項」を「第80条の7第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。)ならびに付則第2条の2および付則第4条の規定 平成31年10月1日

付則第2条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(市民税に関する経過措置)」を付し、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、同条の次に次の1条を加える。

第2条の2 第1条の2の規定による改正後の米原市税条例(付則第4条において「31年新条例」という。)第34条の4の規定は、平成31年10月1日以後に開始する事業年度分の法

人の市民税および同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同 日前に開始した事業年度分の法人の市民税および同日前に開始した連結事業年度分の法人 の市民税については、なお従前の例による。

付則第4条の見出しを削り、同条第1項中「新条例」を「31年新条例」に、「平成29年4月1日」を「平成31年10月1日」に改め、同条第2項中「新条例」を「31年新条例」に、「平成29年度」を「平成32年度」に、「平成28年度分」を「平成31年度分」に改め、第3条の次に次の見出しおよび1条を加える。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条の2 新条例付則第16条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。

### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中米原市税条例第36条の2第1項のただし書の改正規定は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成28年法律第70号)の施行の日から施行する。

改正後

現行

米原市税条例

目次 略

第1条~第36条 略

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号の者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様 式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6 第1項または第4項の規定によって給与支払報告書または公的年金等支払報告書 を提出する義務がある者から1月1日現在において給与または公的年金等の支払 を受けている者で前年中において給与所得以外の所得または公的年金等に係る所 得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなか った者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規 模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除 額、配偶者特別控除額もしくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除 またはこれらと併せて雑損控除額もしくは医療費控除額の控除、法第313条第8項 に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失もしくは雑損失の 金額の控除もしくは第34条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利 活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人および同条第4項に 規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同 じ。)に係る部分を除く。)および第2項の規定によって控除すべき金額(以下 この条において「寄附金税額控除額」という。) の控除を受けようとするものを 除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。) および第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)

米原市税条例

目次 略

第1条~第36条 略

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号の者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様 式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6 第1項または第4項の規定によって給与支払報告書または公的年金等支払報告書 を提出する義務がある者から1月1日現在において給与または公的年金等の支払 を受けている者で前年中において給与所得以外の所得または公的年金等に係る所 得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなか った者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規 模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除 額、配偶者特別控除額もしくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除 またはこれらと併せて雑損控除額もしくは医療費控除額の控除、法第313条第8項 に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失もしくは雑損失の 金額の控除もしくは第34条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利 活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人および同条第4項に 規定する仮認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。) に係る部分を除く。)および第2項の規定によって控除すべき金額(以下この条 において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。 以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)およ び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲

に掲げる者を除く。) については、この限りでない。

2~9 略

第36条の3~第149条 略

付 則

第1条~第7条の3 略

第7条の3の2 平成22年度から<u>平成43年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年までまたは平成21年から<u>平成33年</u>までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3および第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 · 3 略

第7条の4以下 略

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中米原市税条例第36条の2 第1項ただし書の改正規定は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成 28年法律第70号)の施行の日から施行する。 げる者を除く。) については、この限りでない。

2~9 略

第36条の3~第149条 略

付 則

第1条~第7条の3 略

第7条の3の2 平成22年度から平成41年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年までまたは平成21年から平成31年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3および第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 · 3 略

第7条の4以下 略

改正後

米原市税条例等の一部を改正する条例

(米原市税条例の一部改正)

第1条 米原市税条例(平成17年米原市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第19条中「および第2号」を「、第2号および第5号」に、「当該各号」を「第1号から第4号まで」に改め、「掲げる期間」の次に「ならびに第5号および第6号に定める日までの期間」を加え、同条第2号中「第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項または第19項の規定による申告書に限る。)、」を削り、同条第3号中「第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項および第23項の申告書を除く。)、」を削り、同条に次の2号を加える。

- (5) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項または第19項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日
- (6) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項および第23項の申告書を除 く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日または その日の翌日から1月を経過する日

(中略)

現 行

米原市税条例等の一部を改正する条例

(米原市税条例の一部改正)

第1条 米原市税条例 (平成17年米原市条例第47号) の一部を次のように改正する。 第18条の3中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第19条中「)、第53条の7、第67条」の次に「、第80条の7第1項」を加え、「および第2号」を「、第2号および第5号」に、「当該各号」を「第1号から第4号まで」に改め、「掲げる期間」の次に「ならびに第5号および第6号に定める日までの期間」を加え、同条第2号中「第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項または第19項の規定による申告書に限る。)、」を削り、「第98条第1項」を「第80条の7第1項の申告書、第98条第1項」に改め、同条第3号中「第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項および第23項の申告書を除く。)、」を削り、「第98条第1項」を「第80条の7第1項の申告書、第98条第1項」に改め、同条に次の2号を加える。

- (5) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項または第19項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日
- (6) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項および第23項の申告書を除 く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日または その日の翌日から1月を経過する日

第34条の4中「100分の11.3」を「100分の7.6」に改める。

(中略)

第80条の2中「次の各号に該当するもの」を「救急用のもの」に改め、同条各号を削る。

第80条第1項および第2項を次のように改める。

軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第80条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第80条の2中「次の各号に該当するもの」を「救急用のもの」に改め、同条各号を削り、同条を第80条の3とし、第80条の次に次の1条を加える。

## (軽自動車税のみなす課税)

- 第80条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を保留している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。)または軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。
- 2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更 があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者または軽 自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。
- 3 法第444条第3項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」 という。)が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車またはその販売の ためその他運行(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項に おいて同じ。)以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、

当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合 (当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第81条の前に次の6条を加える。

(環境性能割の課税標準)

第80条の4 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常 要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とす る。

(環境性能割の税率)

- 第80条の5 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の 税率は、当該各号に定める率とする。
  - (1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の 適用を受けるもの 100分の1
  - (2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。) の規定の 適用を受けるもの 100分の2
  - (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3 (環境性能割の徴収の方法)
- 第80条の6 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(中略)

#### (環境性能割の申告納付)

- 第80条の7 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時または日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。
- 2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第 454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時または日までに、施 行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。 (環境性能割に係る不申告等に関する過料)
- 第80条の8 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、または報告すべき事項について正当な事由がなくて申告または報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。
- 2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。
- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限 は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

- 第80条の9 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車または第90条 第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認め るものに対しては、環境性能割を減免する。
- 2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項に ついては、規則で定める。

(中略)

第82条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等

<u>に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号アおよびイを次のように改める。</u>

## ア 軽自動車

- (ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円
- (イ) 3輪のもの 年額 3,900円
- (ウ) 4輪以上のもの
  - a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

## イ 小型特殊自動車

- (ア) 農耕作業用のもの 年額 2,000円
- (イ) その他のもの 年額 5,900円

第83条(見出しを含む。)および第85条(見出しを含む。)中「軽自動車税」 を「種別割」に改める。

第87条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項および第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第80条第2項」を「第80条の2第1項」に改める。

第88条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第80条

(中略)

第2項」を「第80条の2第1項」に改める。

第89条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「ものと認める」を削り、同項第2号中「除く外」を「除くほか」に改め、同条第2項および第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第90条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本項」を「この項」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第89条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第91条第2項中「第443条」を「第445条」に、「第80条の2」を「第80条の3」 に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別 割」に改める。

(中略)

付則第15条の次に次の5条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の 規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行う ものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第15条の3 市長は、当分の間、第80条の9の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以

付則第16条第1項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第

上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の4 第80条の7の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行う ために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合 計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第80条の5の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	<u>100分の1</u>	<u>100分の0.5</u>
第2号	<u>100分の2</u>	<u>100分の1</u>
第3号	<u>100分の3</u>	<u>100分の2</u>

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第80条の5 (第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

付則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	<u>3,900円</u>	4,600円
第2号ア(ウ)a	6,900円	8,200円

3項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第4項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第82条第2号アの項中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ)b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

付則第16条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

付則第16条第3項中「規定する3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)」を「掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項および次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のもの」に、「軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「ガソリン軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
<u>第2号ア(ウ)b</u>	3,800円	1,900円

5,000円

2,500円

付則第16条第4項中「規定する3輪以上の軽自動車」を「掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの」に、「軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度」を「には、平成29年度」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	5, 200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ)b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

(中略)

(中略)

第1条の2 米原市税条例の一部を次のように改正する。

第18条の3中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第19条中「)、第53条の7、第67条」の次に「、第80条の7第1項」を加え、 同条第2号および第3号中「第98条第1項」を「第80条の7第1項の申告書、第 98条第1項」に改める。

第34条の4中「100分の11.3」を「100分の7.6」に改める。

第80条第1項および第2項を次のように改める。

軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得 者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別 割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定す

る者を含まないものとする。

第80条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第80条の2を第80条の3とし、第80条の次に次の1条を加える。 (軽自動車税のみなす課税)

- 第80条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。)または軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。
- 2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更 があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者または軽 自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。
- 3 法第444条第3項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車またはその販売のためその他運行(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。
- 4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第81条の前に次の6条を加える。

(環境性能割の課税標準)

第80条の4 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

- 第80条の5 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の 税率は、当該各号に定める率とする。
  - (1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の 適用を受けるもの 100分の1
  - (2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。) の規定の 適用を受けるもの 100分の2
  - (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3 (環境性能割の徴収の方法)
- 第80条の6 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければなら ない。

(環境性能割の申告納付)

- 第80条の7 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時または日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。
- 2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第 454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時または日までに、施 行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。 (環境性能割に係る不申告等に関する過料)
- 第80条の8 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、または報告す

- <u>べき事項について正当な事由がなくて申告または報告をしなかった場合には、</u> その者に対し、10万円以下の過料を科する。
- 2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。
- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限 は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

- 第80条の9 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車または第90条 第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認め るものに対しては、環境性能割を減免する。
- 2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第82条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号アおよびイを次のように改める。

# ア 軽自動車

- (ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円
- (イ) 3輪のもの 年額 3,900円
- (ウ) 4輪以上のもの
  - a 乗用のもの

<u>営業用 年額 6,900円</u> 自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

<u>営業用 年額 3,800円</u>

自家用 年額 5,000円

## イ 小型特殊自動車

- (ア) 農耕作業用のもの 年額 2,000円
- (イ) その他のもの 年額 5,900円

第83条(見出しを含む。)および第85条(見出しを含む。)中「軽自動車税」 を「種別割」に改める。

第87条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項および第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第80条第2項」を「第80条の2第1項」に改める。

第88条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第80条 第2項」を「第80条の2第1項」に改める。

第89条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「ものと認める」を削り、同項第2号中「除く外」を「除くほか」に改め、同条第2項および第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第90条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本項」を「この項」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第89条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第91条第2項中「第443条」を「第445条」に、「第80条の2」を「第80条の3」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

付則第15条の次に次の5条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の 規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行う ものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第15条の3 市長は、当分の間、第80条の9の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の4 第80条の7の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市 長」とあるのは、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行う ために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合 計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第80条の5の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	<u>100分の1</u>	<u>100分の0.5</u>
第2号	<u>100分の2</u>	<u>100分の1</u>
第3号	<u>100分の3</u>	<u>100分の2</u>

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第80条の5 (第3号に係る部分に限 る。)の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の 2」とする。 付則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ)b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

付則第16条第2項から第4項までを削る。

付 則

(施行期日)

### 第1条 略

(1) 略

(2) 第1条中米原市税条例付則第16条の改正規定および付則第3条の2の規定 平成29年4月1日 付 則

(施行期日)

### 第1条 略

- (1) 略
- (2) 第1条中米原市税条例第18条の3の改正規定、同条例第19条の改正規定
  (「)、第53条の7、第67条」の次に「、第80条の7第1項」を加える部分、
  同条第2号中「第98条第1項」を「第80条の7第1項の申告書、第98条第1項」
  に改める部分および同条第3号中「第98条第1項」を「第80条の7第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。)、同条例第34条の4および第80条の改正規定、同条例第80条の2を第80条の3とし、第80条の次に1条を加える改正規定、第81条の前に6条を加える改正規定、同条例第82条、第83条、第85条および第87条から第91条までの改正規定ならびに同条例付則第15条の次に5条を加える改正規定および同条例付則第16条の改正規定ならびに第2条の改正規定ならび第3条中米原市税条例の一部を改正する条例付則第4条第7項の表第19条第3号の項の改正規定(「第98条第1項」を「第80条の7第1項の申表第19条第3号の項の改正規定(「第98条第1項」を「第80条の7第1項の申

(3) 略

(4) 第1条の2および第2条の規定ならびに第3条中米原市税条例の一部を改正する条例付則第4条第7項の表第19条第3号の項の改正規定(「第98条第1項」を「第80条の7第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。) ならびに付則第2条の2および付則第4条の規定 平成31年10月1日 (市民税に関する経過措置)

第2条 略

2 略

<u>3·4</u> 略

第2条の2 第1条の2の規定による改正後の米原市税条例(付則第4条において 「31年新条例」という。)第34条の4の規定は、平成31年10月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税および同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税および同日 市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税および同日 前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

第3条 略

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条の2 新条例付則第16条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用 する。 告書、第98条第1項」に改める部分に限る。)ならびに次条第3項および付則 第4条の規定 平成29年4月1日

(3) 略

(市民税に関する経過措置)

第2条 略

2 略

3 新条例第34条の4の規定は、平成29年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税および同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税および同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

4 • 5 略

第3条 略

- 第4条 31年新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、<u>平成31年10</u>月1日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。
- 2 <u>31年新条例</u>の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、<u>平成32年度</u>以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、<u>平成31年度分</u>までの軽自動車税については、なお従前の例による。

## 付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中米原市税条例第36条の2 第1項ただし書の改正規定は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成 28年法律第70号)の施行の日から施行する。

#### (軽自動車税に関する経過措置)

- 第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、<u>平成29年4月1</u> 日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割 について適用する。
- 2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、<u>平成29年度</u>以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、<u>平成28年度分</u>までの軽自動車税については、なお従前の例による。